平成２２年（フ）第１８９１号
京都市右京区西京極下沢町１番地　メゾン美山303号
債務者　北白川彦こと　福井　利彦
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５８号
京都市伏見区村上町367番地　洛水ハイツ106号
債務者　山下商店こと　山下佳世子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７３号
京都市伏見区醍醐鍵尾町１番地51
債務者　植野　和美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０８号
京都市右京区太秦御所ノ内町７番地10　アロンディ嵯峨野301号
債務者　鈴木美江子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
奈良県桜井市安倍木材団地２丁目６番地の25
債務者　中島　定幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
奈良市西大寺国見町１丁目５番７―106号、住民票上の住所奈良市西大寺国見町１丁目４番６―205号
債務者　谷　　佳久
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３２号
奈良市七条西町１丁目47番16号
債務者　小林　岳明
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５５６号
奈良市青山１丁目１番地　３―104号
債務者　川畑　仁美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
島根県安来市広瀬町広瀬1800番地１
債務者　岩田千恵子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
広島県呉市音戸町早瀬２丁目12番４号
債務者　古本加代子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１５号
広島県呉市倉橋町3625番地
債務者　吉本菜穂子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１７号
広島県呉市広杭本町20番20号
債務者　竹井　優二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１８号
広島県呉市広杭本町20番20―101号　太刀掛アパート
債務者　竹井ナンシー　ロカボ
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２５号
広島県呉市豊浜町大字豊島4088番地
債務者　高木　昭代（旧姓開本）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８７号
高知県吾川郡仁淀川町桜1123番地
債務者　井上　鉄矢
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１７４号
宮城県柴田郡柴田町槻木西３丁目11番16号
債務者　高橋ハナ子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５４５号
秋田市広面字川崎23番地３
債務者　岩崎　　明
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４６号
秋田市広面字川崎23番地３
債務者　岩崎サツキ
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで　秋田地方裁判所民事第２部

第明治三十二種郵便物認可